

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに北海道市町村総合事務組合同規約の制定及び廃止について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 財産の処分について |

平成 3 1 年 第 1 回

遠軽町議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 3 1 年 2 月 6 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに北海道市町村総合事務組合同規約の制定及び廃止について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 財産の処分について |

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	厂原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	地域拠点施設準備室長	斉藤隆雄君
総務課長	鈴木浩君	情報管財課長	古賀伸次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聡君
農政林務課長	広瀬淳次君	建設課長	金沢一彦君
会計管理者	伯谷和昭君	生田原総合支所長	門脇和仁君
丸瀬布総合支所長	会津靖朗君	白滝総合支所長	村上裕和君
地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君	農政林務課参事	加藤政勝君
生田原総合支所産業課長	大辻祐一君	教育部長	大貫雅英君
総務課長	堀嶋英俊君	監査委員事務局長	奥山隆男君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局係長	小玉美紀子君
事務局主幹	岩井誠志君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成31年第1回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成30年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第6までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、3番佐藤議員、黒坂議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○1番（高橋義昭君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました、平成31年第1回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の提出案件要旨説明

○議長(前田篤秀君) 日程第3 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) ー登壇ー

平成31年第1回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

議案第1号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに北海道市町村総合事務組規約の制定及び廃止については、同組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに規約の制定及び現行の規約を廃止することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第2号工事請負契約の締結については、平成30年度ロックバレースキー場リフト更新工事(繰越)について、議会の議決を求めるものです。

議案第3号財産の処分については、伐採した町有林材を売り払うため、議会の議決を求めるものです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎日程第4 議案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第4 議案第1号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに北海道市町村総合事務組規約の制定及び廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木浩君) 議案第1号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに北海道市町村総合事務組規約の制定及び廃止について御説明いたします。

北海道市町村総合事務組合から石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び

北海道市町村職員退職手当組合が脱退すること並びに地方公共団体の事務を受託できるよう規約を制定し、現行の規約を廃止することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

北海道市町村総合事務組合は、共同処理する事務と共同処理する団体が事務ごとに異なる、いわゆる複合的一部事務組合であります。複合的一部事務組合の構成団体となれるのは、市町村及び特別区に限定されており、都道府県は除外されております。今回脱退する3団体は、北海道が構成団体となっている一部事務組合であるため、今回の脱退となったところであります。

他方で、この3団体の事務処理の効率性の観点に鑑み、北海道市町村総合事務組合が他の地方公共団体の事務を受託できるよう新たに規約を制定し、現行の規約を廃止するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

新たに制定する北海道市町村総合事務組合規約であります。

第1章は、総則であり、組合の名称、組合を組織する地方公共団体、組合の共同処理する事務、組合の事務所の位置を規定するものであります。

第2章は、組合の議会であり、組合の議会の組織、組合議員の選挙、組合議員の任期、報酬を規定するものであります。

第3章は、組合の執行機関であり、管理者及び副管理者、会計管理者、事務局、監査委員を規定するものであります。

第4章は、組合の経費の支弁の方法であり、経費の支弁方法、組合構成団体の負担金を規定するものであります。

第5章は、雑則であり、事務の受託、管理者への委任を規定するものであり、第14条の事務の受託につきましては、今回新たに規定するものであります。

附則第1項は、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行することを規定しております。

附則第2項は、現行の規約を廃止することを規定しております。

別表第1は、組合を組織する地方公共団体。

別表第2は、組合の共同処理する事務でございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第5 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長(古賀伸次君) 議案第2号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30年度ロックバレースキー場リフト更新工事(繰越)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5億8,622万4,000円であります。

契約の相手方は、渡辺・管野特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役、渡辺博行。

構成員、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長、石井英治であります。

この工事につきましては、2月1日、大同産業開発株式会社外5者により指名競争入札を行い、渡辺・管野特定建設工事共同企業体が5億8,622万4,000円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、2番に記載しておりますので御参照願います。

渡辺・管野特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、12月20日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成31年2月6日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第6 議案第3号財産の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長(古賀伸次君) 議案第3号財産の処分について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、財産を処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

処分する財産は、トドマツ、1,137.39立方メートル。エゾマツ、3.55立方メートルであります。

処分の方法は、指名競争入札でありまして、処分の価格は987万1,200円であります。

処分の相手方は、遠軽町西町2丁目6番地46、有限会社宇野林業、代表取締役、宇野藤男であります。

この財産の処分につきましては、2月1日、有限会社宇野林業外3者により指名競争入札を行い、有限会社宇野林業が987万1,200円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得または処分に係る入札等状況の一覧表、1番に記載をしておりますので御参照願います。

なお、有限会社宇野林業とは、同日仮契約を締結しております。

搬出期限につきましては、3月29日を予定しております。

続きまして、財産の所在地につきましては、配付をしております財産の処分に関する資料に基づきまして御説明いたします。

位置図をお開きください。

図面の○枠、遠軽町生田原旭野305番地1の財産を処分するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

3番佐藤議員。

○3番(佐藤 登君) 処分する財産、トドマツ、1,137.39立米、エゾマツ、3.55立米とありますが、この材積はどのような時点で、いつ計測して出されたものか。また、さらに、予定価格はどういう経緯で算出されたかをお伺いいたします。

○議長(前田篤秀君) 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長(大辻祐一君) ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

《平成31年2月6日》

このトドマツ及びエゾマツの売り払い財産につきましては、平成30年10月30日から12月17日まで、伐採ということで外注をしております。この伐採後、評価いたしまして、この評価が1月に出てきております。この評価に際しましては、森林組合の協力を得まして、市場価格を基礎として積算し、その積算価格から除雪及び運搬経費など諸経費を差し引いて価格を決定しております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 伐採後の処分ということですので、伐採後に立米数が出たかと思えますけれども、伐採に係る費用は当初予算のほうに計上されているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問ですけれども、当初予算に伐採経費につきましては掲載をしております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号財産の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成31年第1回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午前10時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田 篤秀
署 名 議 員		佐藤 登
署 名 議 員		黒坂 貴行